

D-5 尚美学園大学 研究紀要規程

(目 的)

第1条 この規程は、本学の研究紀要の発行及び編集に関し、必要な事項を定める。

(研究紀要の目的及び内容)

第2条 本学が発行する研究紀要は、本学における研究・教育の成果を公開することを目的とし、本学の専任教員の論文、その他著作物（ただし、未発表のものに限る。）（以下「論文等」という。）を掲載するものとする。

(発行の形式及び内容)

第3条 研究紀要の発行は学部ごととし、発行の形式、発行の時期はメディア・紀要委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

(掲載論文等の著作者)

第4条 研究紀要に掲載することのできる論文等は、本学の専任教員のほか、次の各号の一に該当し、掲載が妥当と認められた論文等は掲載することができる。

- (1) 本学教員あるいはそれ以外の者との共同研究等による共著論文等で、本学における研究・教育の成果と認められる場合
- (2) その他、委員会が特に認める場合

(投稿要領)

第5条 研究紀要への投稿は、次投稿要領によるものとする。

(予 算)

第6条 研究紀要の発刊・編集に必要な経費は、委員会において審議し、別に定める年度予算に申請するものとする。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究紀要の編集に関し必要な事項は、委員会が定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、教育研究評議会及び大学経営会議の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。